

# Actus Newsletter

## 所得拡大促進税制



「所得拡大促進税制」は、個人所得の拡大を図ることによって消費を喚起し、経済成長に寄与することを意図して、企業の給与等支給の増加を促す措置として創設された制度です。

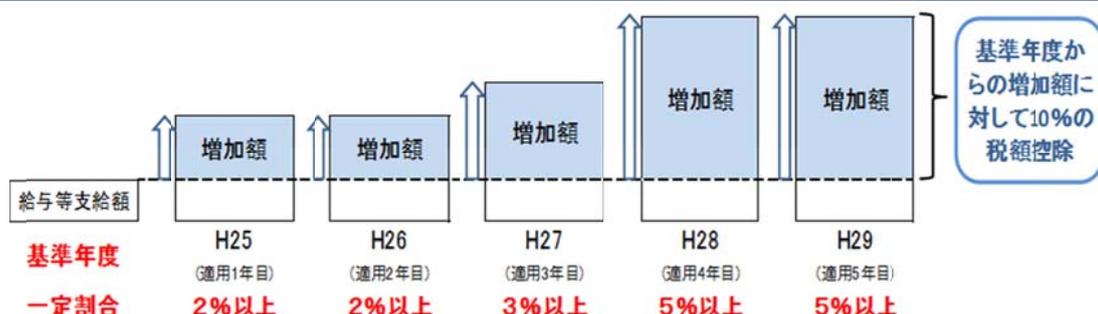
### ■ 所得拡大促進税制の概要

青色申告法人が、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内雇用者に対して支給する給与等を増加させたなど以下の一定の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に対して**10%の税額控除**(法人税額の10%が限度、中小企業者等は20%が限度)が認められるというものです。雇用者給与等支給額は、損金の額に算入される国内雇用者に対する給料や賞与等をいい、役員等に対する給与や退職手当は含みません。

- ① 雇用者給与等支給額が基準年度の雇用者給与等支給額に比べて一定割合以上増加していること
- ② 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

### ■ 適用要件の解説

#### 【要件①】 雇用者給与等支給額が基準年度と比べて一定割合以上増加していること



※基準年度＝H25.4.1以後最初に開始する事業年度の直前年度のこと

#### 【要件②】 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること

適用1年目は基準年度＝前事業年度のため、**適用2年目から留意**する必要があります。

#### 【要件③】 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

平均給与等支給額は、継続雇用者に対するものの給与や雇用者数を用いて計算します。

##### ■ 平均給与等支給額の算式

$$\frac{\text{継続雇用者に対する給与等支給額(注)}}{\text{月別支給人数の年間合計}}$$

(注) 適用年度とその前事業年度の両年度で、雇用保険の一般被保険者として給与等の支払を受けた者に対する給与のこと(継続雇用制度の対象者として支払を受けた給与を除く)

##### ■ 継続雇用者のケース別の判定

	前事業年度	適用事業年度	判定
ケース①	在籍	在籍	継続雇用者
ケース②	—	入社	分子分母に含めず
ケース③	入社	在籍	継続雇用者
ケース④	退職	—	分子分母に含めず
ケース⑤	在籍	退職	継続雇用者
ケース⑥	定年	継続雇用制度	全て分子分母に含めず

### ■ 平成27年3月決算法人は遡り適用の可能性あり！

要件①の増加率は、平成26年3月期においては「5%」以上でしたが、平成26年度税制改正により、平成26年4月1日以後終了事業年度からは「2%」以上に緩和されています。その際に、平成26年3月期に旧要件を満たしていなかった場合でも、緩和された上記の3要件を満たすことになれば、平成27年3月期において26年3月期分の控除額を上乗せして税額控除ができる経過措置が設けられています。なお、平成27年3月期にも上記3要件をすべて満たす必要がありますのでご注意ください。

**Q1. 所得拡大促進税制の適用にあたり、経理部門が気をつけることはありますか。**

**A** 所得拡大促進税制の適用にあたっては、給与等の集計がポイントとなります。

税額控除の対象になるのは、所得の金額の計算上損金の額に算入される給与等の支給額とされています。単純に決算書から数字を拾うだけでなく、たとえば、損益計算書で給与として計上した金額のうち申告上加減算した金額や、福利厚生費などの科目に含まれている現物給与の金額、未払計上した給与などにも注意して集計をする必要があります。

また、要件③の平均給与等支給額の計算では雇用保険の加入状況、入社や退社の情報が必要になるため、人事部門と協力して金額を算出できるようにすることが重要となります。

**Q2. 出向者の給与負担金の取り扱いはどのようになりますか。**

**A** 出向先法人が支払った給与負担金は、出向先法人の給与等支給額に含めて計算することができます。ただし、出向先法人において出向者の賃金台帳を作成していることが要件となります。実務上、出向者の賃金台帳は出向元法人のみが作成しているケースが多いので注意が必要です。

一方、出向元法人が受け入れた給与負担金は、出向元法人の給与等支給額から控除します。

**Q3. 税額控除できなかった金額は翌年度に繰り越しは可能ですか？**

**A** 税額控除において控除できる金額を超えた限度超過額がある場合、その金額を、翌年に繰越すことはできません。

**Q4. 雇用促進税制との併用はできますか。**

**A** 二つの制度を重複適用することはできません。どちらの制度も適用が可能であれば、より有利な方法を選択し適用することになります。所得拡大促進税制については特に事前手続きは不要ですが、雇用促進税制については、ハローワークに雇用促進計画を提出するなど所定の事前手続きが必要となります。

**Q5. 新設法人は、所得拡大税制の適用をうけられますか。**

**A** 新設法人については設立年度でも適用を受けることができます。平成 25 年 4 月 1 日以降に設立された法人については基準年度がありませんが、設立年度において従業員に給与を支給していれば必ず適用要件を満たすような特例が設けられていますので適用もれがないようにしましょう。

ただし、設立年度で課税所得がない場合は、控除すべき税額がなく税額控除を受けることはできません。



アクタス税理士法人

アクタスマネジメントサービス(株)

【 URL 】 <http://www.actus.co.jp>

【 MAIL 】 [info@actus.co.jp](mailto:info@actus.co.jp)

【赤坂】 〒107-0052 東京都港区赤坂3-2-12 赤坂NOAビル6F 【立川】 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル5F  
TEL : 03-3224-8888 FAX : 03-5575-3331 TEL : 042-548-8001 FAX : 042-548-8002

【荒川】 〒116-0002 東京都荒川区荒川3-21-2-105 【大阪】 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-9-1 肥後橋センタービル7F  
TEL : 03-3802-8101 FAX : 03-3805-2070 TEL : 06-6449-8682 FAX : 06-6449-8683